

2023年12月29日

ゆうちょ銀行をご利用のお客さま

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
株式会社ゆうちょ銀行

当行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について下記のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅しますが、当該預金等に係る預金者等であった方は、引き続き、当行（または郵便局）を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の払戻しを請求することができます。

記

1. 対象となる預金等

2013年7月1日から2013年12月31日までに最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2024年12月29日

（※）法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日とは異なります。

以上